

平成 29 年 10 月 5 日

平成 29 年度 中間監査報告

公益社団法人 大阪技術振興協会
理事長 岸 田 順 三 殿

監 事 長 野 博 夫



監 事 関 川 詞 之



監 事 高 坂 嘉 勝



私たち監事は、定款第 22 条（監事の職務）の定めにより、当協会の平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの平成 29 年度の中間業務監査および会計監査を行いましたので、以下の通り報告します。

監査目的：公益社団法人大阪技術振興協会の平成 29 年度中間業務監査および会計監査を行う。

日 時：平成 29 年 9 月 29 日 午後 13:00～16:30

場 所：公益社団法人大阪技術振興協会事務室

監 査 人：

監事：長野博夫、関川詞之、高坂嘉勝

出 席 者：

受託業務委員会：吉田邦晃、末常伸一

技術士育成委員会：亀尾恭司、徳本行信

EA21 普及委員会：向井 修、奥村 勝

科学・技術普及委員会：細谷陽三

会計事務所：白川俊一税理士

協会事務局：岸田理事長、深田事務局長、奥田局員

資料：平成 29 年度 中間会計・業務監査（別紙資料）

岸田理事長挨拶：

協会では「これからの 50 年」の進化・発展のために、種々新しい取り組みを行っている中で、今後の業務監査・会計監査のやり方を検討して、来年 3 月に理事会に提案できるよう、監事・総務委員会との協議を進めて行くとの方針を述べた。

監査所見：

1. 受託業務委員会

- 1) 平成 29 年度受託業務の当初売り上げ目標値は 28 年度の経緯を踏まえて、33,000,000 円としていたが、現時点で予測値は 36,240,000 円と予測している。前年比 105%の目標値を達成できる。
- 2) 技術者教育支援業務は自治体職員の教育を実施している。平成 26～29 年度の売上げは年間 800,000～500,000 円を推移するが、下降気味である。もう少し、実績のアップを目指して欲しい。
- 3) 新入部会員 7 名に対する実地研修は、実施済みが 1 名、予定者 2 名である。所要の能力を獲得させるため実地研修は、業務予定のある新入部会員に対して早急に実施すべきである。
- 4) 受託業務報告書確認指定件数は現在 1 件である。報告書の内容の「良し悪し」は、協会の業務の良し悪しを測る指標となる。質の確保の観点から、担当技術士の報告書作成能力を十分に考慮の上「確認指定対象」とされたい。
- 5) 受託業務委員会 (3 回の実績) および受託業務部会活動 (5 回の実績、さらに 3 回の実施予定) は定期的に実施されており、活発な活動状況と判断する。

2. 技術士育成委員会

- 1) 当委員会は収益事業の柱であるので、その活動は重要である。しかし、売上げの低迷が顕著である。その理由は、一次セミナーの売上げが、平成 25 年の 8,340,000 円から、今年度の 2,220,000 円と年度毎に低下し続けているためである。それにはいくつかの理由が考えられるが、個人の受験から企業支援による受験への変化もその一つである。
- 2) 二次セミナーはコースの多様化などの対策により、この 5 年間安定した実績を残している。売上げも 10,000,000 円を越している。
- 3) 企業からの要請による企業内の技術士試験合格指導は、指導のノウハウが吸収される、或は、指導成果としての企業内の受験者の減少とが付き物であるから、年々、新規に企業を開拓する必要がある。委員会はその対応をしっかりとやっておられるので、この苦境を乗り越えられると期待している。
- 4) 技術士業務の研修コースは、協会として実施する価値のある事業である。合格者を如何にして把握、勧誘するかを工夫されたい。

3. EA21 普及委員会

公益事業の一環であり、環境問題に関しては、大阪技術振興協会の顔である。しかし、収益面では、協会の方針である前年比 105%の売上げ目標を掲げるまでには至らない。惜しみない努力の継続をお願いしたい。

- 1) EA21 普及委員会・部会の組織体制は平成 27 年度から変更はない。
- 2) EA21 普及委員会は、例年通り各種団体に働きかけしており、平成 28 年度に引き続き「大阪湾広域臨海環境整備センター」(大阪湾フェニックス) から EA21 推進支援事業を受注した。

- 3) EA21 地域事務局が管理する事業者の数は9月末74社となり、5社減少した。管理事業者の減少に歯止めをかけるように、専門技術を活かした支援サービスの向上などを通じて努力されたい。
- 4) 審査人の高齢化に対応すべく若い審査人を養成する努力をしている。

4. 科学・技術普及委員会

- 1) 国・自治体の「省エネルギー等に関する補助金交付申請の支援事業」に取り組む。
- 2) 具体的な活動として、
 - ① 今年12月に開催される「省エネ・脱CO₂セミナー」で当協会が一部説明する。
 - ② 大阪府エネルギー政策課と共に「MOBIO」との連携に参画して省エネ等支援に取り組む。
 - ③ 今年度から始まった事業であるから、当協会の省エネ支援能力が、省エネ・脱CO₂に関心を持つ中小企業に周知されるように今後の活動に励んでいただきたい。

5. 会計監査

1) 会計監査の方法及びその内容

公益法人会計基準等に準拠した当協会の会計処理規則に基づく会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、中間監査対象期間における事業実施にともなう計算書類等（収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表等）について確認した。

調査した帳簿類は、会計処理規則に基づく、総勘定元帳等の主要簿と現金出納帳、預金出納帳等の補助簿である。

調査内容は、中間監査において提示された8月末における収支計算書及び貸借対照表等について、深田事務局長から説明を受けた後、総勘定元帳をはじめとする帳簿類との照合などにより確認した。

2) 計算書類等の監査結果について

- ① 調査した帳簿類及び関連書類は、公益法人会計基準等に準拠した当協会の会計処理規則に基づいて適正に示されていると認められる。
- ② 8月末決算の状況、事業計画に基づく収支状況、管理費予算の執行状況は、いずれも適切に実施されているものと認められる。
- ③ 8月末決算の貸借対照表における流動資産と流動負債との差額は、収支計算書の次期繰越収支差額と一致するとともに、プラスとなっており、余裕があるものと認められる。
- ④ 提示された資料について、
 - ・貸借対照表の「器具備品欄」の備考欄に「特定資産+その他固定資産」を追記し、解りやすく示すことが望まれる。
 - ・仮払い金は、契約保証金として2件発生しているが、帳簿が未整備であったため、帳簿を整備されたい。

以上